

～福津市民の窓口～  
**福津市市民課から**  
**ごんぢちは!**

●市民課(福間庁舎) ☎43・8103

住民基本台帳カードが市外に転出して  
も引き続き使用できるようになります。

平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部が改正され、転出の際に住民基本台帳カードを返納する義務が廃止されます。

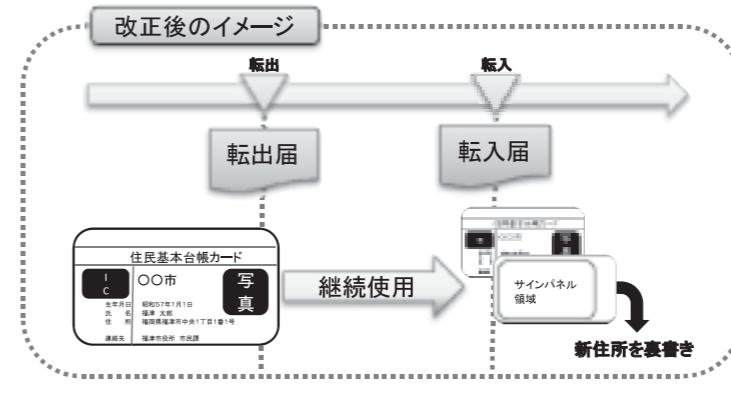
これにより、現在は市外へ転出する場合は住民基本台帳カードを一度返納し、転入先の市区町村で新たに申請して再交付を受ける必要がありますが、7月9日からは転入先の市区町村長に対して継続利用の申請をすることで、原則として引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようになります。

**●継続使用をするためには**  
 転入手続きの際に住民基本台帳カードを窓口へ提出して、継続利用の申請をしてください。申請には、カードを交付された時に登録した暗

証番号を入力する必要があります。その後、顔写真付きの住民基本台帳カードの場合はカードの裏面に住所が記載され、引き続き使用できるようになります。

ただし、電子証明書の機能は失効することになりますので、注意してください。

**●注意**  
 転入先の市区町村での条例利用サービス(自動交付機利用機能など)の実施状況などにより、場合によっては継続利用ができないことがあります。その場合は従来通りの取り扱いになります。不明な点は問い合わせください。



毎月19日は「食育の日」です。

**みんななで食育**

いいき健康課(ふくとびあ) ☎34・3351



**6月は食育推進月間です**

**食事は健康づくりの基本です**  
 毎日の食事は、お腹を満たすだけでなく健康な身体をつくり、豊かな人格形成に欠かせない大切なものです。日々の生活に追われ、「食」についてゆつくり考える時間はなかなかありません。この機会に、「食」について考えてみましょう。

**食事を楽しんでいますか?**

食卓は家族団らんの場でもあります。大人にとってはもちろん、子どもたちの一日の出来事や、楽しかったこと悔しかったことを聞いてあげる絶好の機会です。家族の生活時間が合わず、みんなで食事をするのは難しい家庭もあると思いますが、家族にとって大切な時間として、一緒に食事をする努力をしてみましょう。

一人暮らしの人も、時には気の合ったお友達と食事をする機会を持ってみてはどうでしょうか。

**日本の食文化を大切にしましょう**

日本には昔から地域に根付いた郷土料理や行事食があります。最近

食の欧米化が進み、食生活が豊かになった一方で、家庭で郷土料理や行事食を作って食べる機会が減っています。地元で取れる新鮮な魚介類や農産物を使って作られる、地元ならではの味を家庭で楽しむことを子どもたちに伝えていくことも大人の大切な役割です。

市のホームページの「ふくつきキッチン」にいろいろなレシピを紹介しています。家庭で作ってみてください。

**「食」への感謝の気持ちを大切にしましょう**

私たちの食生活は、たいへん豊かになっていますが、日本の食糧自給率はわずか39%しかありません。自然の恩恵や生産者の努力、料理してくれる人のおかげで食べ物をいただくことができていることを、子どもたちに伝えましょう。食べ物を粗末にせず、大切に食べる習慣が根付きます。食事の用意を手伝うことも、子どもたちにとっては「食」への関心を高める絶好の機会です。

もっと身近に

**介護情報**

高齢者サービス課(福間庁舎) ☎43・8298

「すつきり脳の健康教室」の運営グループを募集します

ご近所同士で、地域の認知症予防に取り組んでみませんか?

いくつになっても、若々しく元気な毎を送りたい……そんな思いから、体操やウォーキングなどに取り組んでいる高齢者が増えています。

適度な運動で「体」の健康を維持することと同じように、「脳」の健康についても読み書きや簡単な計算などのトレーニングを行うことで、認知症を予防できるといわれています。

市では、要介護認定を持っていない、65歳以上の人を対象に、「脳トレ」で有名な東北大学の川島隆太教授らの研究成果に基づいて開発された教材・学習方法を使用する「すつきり脳の健康教室」の実施を市内の各地域で進めています。

今回、新規教室開校のため、運営主体となつていただけるグループを募

集めます。ご近所同士で、地域の認知症予防に取り組んでみませんか?

**●教室の概要**  
 1週間に1回程度、読み書き教材や計算教材を使用した学習を通じて、高齢者の認知症予防、地域との交流、生きがいづくりをサポートします。

**●実施グループの要件**  
 教室の運営、受講生の学習をお手伝いしていただける、市内在住者で構成されるグループ(おおむね受講生2人に学習支援スタッフ1人が必要です)。開校までの支援や、教材の手配は市が行います。

詳細につきましては、気軽に問い合わせください。

**【問い合わせ】** 市高齢者サービス課(福間庁舎) ☎43・8298



▲教室の様子



▲竹パン作りに挑戦!

**「神興東アンビシャス広場」**

5月19日、神興東アンビシャス広場新入生歓迎会を行いました。

子どもたちは自分たちの力でかまどを作り、火をおこし、竹パンを作るというワイルドな体験をしました。竹パンがコゲパンになってしまった子もいましたが、みんなの感想は「おいしかった!」その後、ボランティアの大学生のお兄さん、お姉さんと一緒にゲームを楽しんだりして、新入生もすっかりアンビっ子の仲間入りです。

みんなおいでよ! **アンビシャス広場** からのお知らせ

●郷育推進課(津屋崎庁舎) ☎52・4969

**市内のアンビシャス広場の活動を紹介します**

**「タケノコ掘り体験」**

4月28日、市内の7つのアンビシャス広場合同の連絡会で「タケノコ掘り体験」をしました。

バスに乗り込んで本木の「たけっこパーク」へ移動! 郷育カレッジ生の秋山さん、森田さんの指導のもと、35人の子どもたちが汗をかきながらタケノコを掘りました。

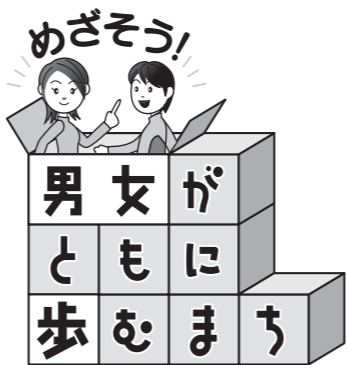


▲タケノコ掘りの説明を真剣に聞く子どもたち

「こっち手伝って~!」「わーい、掘れたよ!!」あちらこちらに笑顔と歓喜の音が飛び交いました。

人口減少や高齢化、東日本大震災からの復旧・復興などさまざまな課題の解決が迫られる今、内閣府では「男女共同参画による日本再生」を重点とし、このキャッチフレーズを決定しました。

東日本大震災から1年以上経過しましたが、いまだにその爪痕は大きく、復興にはまだ相当の年月が必要です。その現場では、「男性だからこれをやる、女性だからこれをやる」という考えではなく、「できることをできる人がやる」という意識が対等なパートナーとして何事にも力を合わせて取り組むという男女共同参



●男女共同参画推進室(福岡庁舎) ☎43・8116

6月23日から29日までは男女共同参画週間です

本年度の内閣府男女共同参画週間キャッチフレーズは「あながある」に決まりました。未来

画の考えそのものです。また一方で震災後に問題となったのは、避難所に女性の視点が盛り込まれていないか否かということでした。避難所によっては、授乳スペースがない、洗濯物を干すスペースが男女共用の1カ所のみといったところもありました。

市ではその教訓を踏まえ、女性の視点に立った防災の取り組みの必要性があると考えています。そこで、本年度は地域推進員とともに、「女性の視点からの防災対策」について考えていく予定です。震災からの復旧・復興、そして再生の鍵となるのは女性の参画です。防災の視点から男女共同参画で取り組むことで、万が一の備えがより強固になるものと期待されます。



▲地域防災など郷づくりにも男女共同参画の視点を

## 発掘現場から

教育総務課文化財係・古墳公園建設係(津屋崎庁舎横) ☎52・4968

### 津屋崎塩田の遺構

先ごろ、津屋崎塩田跡の一部で試掘調査を行いました。新しい盛り土の下に塩田の頃の砂地が残っており、塩づくりの施設も一部が見つかりました。写真は試掘坑の壁にかかる形で検出した幅60cmほどの半円形の穴です。穴の周囲は灰色の粘土が貼ってあります。半分を掘下げると、内側に板組みが残っていました。これは塩が付いた砂を集め、濃い塩水をつくる沼井(ヌイ)とよばれる施設の一部で、今回見つかったのは濃い塩水をヒシャクで汲み出すマエツボと呼ばれる部分であると考えます。時期は限定できませんが、津屋崎塩田で塩づくりが行われた江戸時代から明治のいずれかの時期につくられたものというようになります。



▲マエツボ

## 消費生活相談室

生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8106

### 元本保証はあるの? 一時払い終身保険

現在、銀行窓口では多様な保険商品が販売されており「一時払い終身保険」のトラブルが急増しています。「一時払い終身保険」とは、契約時に保険料を全額払い込むタイプの保険商品です。死亡保障だけでなく、経過年数によって死亡保険金や解約返戻金が増加するという貯蓄性も備えているため「預金するより利回りの良い商品」などと勧められ、契約内容を理解できないまま、預金と誤解して契約しているケースも見受けられます。

しかし、定期預金とは異なり元本保証の商品ではありません。経過年数によっては、中途解約時の返戻金の金額が元本を下回る事もあります。契約の際は内容をよく確認することが大切です。(国民生活センターより)



※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。  
※福岡県消費生活センター(☎092・632・0999)でも随時相談を受け付けています。気軽に相談ください。

FUKUTSU ECO NEWS

# エコにゆうす

●うみがめ課(津屋崎庁舎)  
☎52・4952(環境づくり係・清掃対策係) ☎52・4953(資源リサイクル係)  
FAX52・4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

何の数字?...5日  
⇒1953年からの比較で桜の開花が早まった日数  
地球温暖化が実感できる数字ですね。

## ごみの出し方と家電リサイクル

### 5月からライターの出し方が変わりました

ごみ収集車の車両火災事故を防ぐため、5月から100円ライター、チャッカマンなど(以下「使い捨てライター」という)および金属製ライターの出し方を変更しました。ご協力をお願いします。

#### (変更前)

- 使い捨てライター  
ガスを使い切るか抜き取って「燃やすごみ」として出す、または「金属混合物」として分別収集
- 金属製ライター  
ガスを使い切り金属混合物として分別収集

#### (変更後)

いずれのライターもガスを使い切るか抜き取って、新たに準備した「ライター」専用コンテナに出してください。分別収集の種別としては、「金属混合物」です。

### 燃やすごみの出し方(食い破り防止にご協力ください)

カラスや野良猫によるごみ袋の食い破りが増えています。

ネットをかけたり、ポリバケツ(風で飛ばないように重石など入れてください)などに入れて出しても構いませんので、ごみが散乱しないようにご協力ください。



### いらなくなった家電製品は正しくリユース、リサイクルを!

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機))は、使い終わったら適正にリサイクルしましょう。

不適切な出し方をすると、深刻な環境汚染を引き起こす恐れがあります。

豊かな自然と人々の生活を守るために、下記の点に留意してください。

- 家電4品目を処分するときは、安易に不用品回収業者に依頼しないでください。

#### 依頼してはいけない理由

- ① 不法投棄の原因になるため。(不用品回収業者が回収した家電製品は、適正にリサイクルされているか確認することができません)
- ② 依頼者から高額な料金を請求する業者が一部にいて、トラブルや犯罪に巻き込まれるのを避けるため。
- ③ 使用済みの家電4品目は、法律によりリサイクルが義務づけられているため。

- 使い終わった家電4品目は、電気店で家電リサイクル料金を支払って処分するか、または郵便局でリサイクル券を購入して適切にリサイクルしてください(資源として再生利用する)。

- 新しくまだ十分使える家電製品は、信用できるリユースショップに買い取ってもらいましょう(中古で再使用する)。

家庭から出す粗大ごみや不用品についても正しく分別収集しましょう。

